

伊勢市立二見中学校体罰根絶に関する基本方針

平成 26 年 6 月 16 日策定

1 体罰の定義と体罰に対する本校の基本認識

(1) 体罰の定義

体罰とは、教員等が生徒に対して行った懲戒行為の内容が、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、生徒に肉体的苦痛を与えるもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合である。

(2) 体罰の禁止

体罰は、学校教育法第 11 条において禁止されており、教員等は、生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。

(3) 本校の基本認識

①体罰は人権の問題

学校教育の現場から体罰を根絶するためには、体罰を指導方法の視点から捉えるべきではなく、「人権の問題」として考えていく必要がある。人権尊重に裏打ちされた教育理念に沿って、子どもをより理解して教育活動を行う日常の実践が大切である。

②子どもの基本的人権の尊重

教職員一人一人が、体罰は子どもの人権を侵害する絶対に許されない行為であり、指導を困難にしてしまうことへの認識と自覚を深める必要がある。何よりも先ず、教職員自身が子どもの基本的人権を尊重することが大切である。さらに、いじめや暴力、児童虐待等の人権侵害から子どもたちを守らなければならない。

③人権に関する研修の充実

すべての教職員が、子どもの人権を侵す体罰や侮辱的な言葉、不公平な扱い等をなくすことは勿論、人権問題を直感的にとらえる感性及び人権への配慮が態度や行動に現れる鋭い人権感覚を身に付けることが必要である。そのため、人権に関する研修を組織的・計画的に実施するとともに、教職員自身が自分の教育実践をふり返ることができるよう研修の充実を図ることが重要である。

2 体罰根絶のための取り組み

(1) 教職員の自覚

- ①体罰は生徒の人権及び人間としての尊厳を損なう行為であるので、常に冷静さを失わず心に余裕を持つとともに、生徒に愛情を持って接し、教え諭すことを心がける。
- ②体罰は重大な信用失墜行為であり、それを受けた本人が身体的・精神的に傷つくばかりでなく、その場に接した他の生徒にも恐怖心を与え、精神的に傷を与えることとなることを強く自覚する。
- ③「体罰は愛の鞭」「大きな問題行動に対する指導や部活動の指導では体罰は許される」といった誤った考え方に対して、体罰否定を強く貫く。

(2) 生徒指導体制

- ①全教職員が共通理解の下、組織的に生徒指導に取り組むとともに、報告・連絡・相談を徹底するなど校内生徒指導体制の充実を図る。
- ②対処療法としての生徒指導だけでなく、全教育活動で生徒指導の機能（共感的人間関係・自己存在感・自己決定）を生かし、積極的な生徒指導を展開する。
- ③全教職員が一人一人の生徒の変化に気づく眼、見逃さない眼を持つとともに、相互に情報交換をしながら根気強く指導する体制を維持充実させる。

(3) 学校の体制

- ①体罰防止研修や人権感覚を身につけるための研修を定期的実施するとともに、学校に体罰を引き起こす体質がないか常時点検する。
- ②「体罰防止に向けてのチェック項目」を定期的に自己点検し、不適切な指導や体罰の疑いのある指導がないかどうか確認する。
- ③生徒・保護者の悩みや心配について、管理職をはじめ全教職員で相談に応じ、迅速に情報を共有できる学校体制を築く。（週1回の生徒指導部会をさらに充実させる）

(4) 家庭・地域との連携

- ①地域づくり協議会、健全育成協議会等の連携を図り、地域ぐるみの青少年健全育成を目指すよう努力する。
- ②保護者や地域住民の一部に体罰を容認する考えがある場合には、学校として体罰否定の明確な指導方針を説明し、継続的に啓発を行う。
- ③開かれた学校づくりにさらに努めるとともに、学校は地域の一員であるという認識に立ち、家庭・地域との連携を図り、いつでも保護者や地域住民が訪問できる環境整備に努める。

「体罰防止に向けてのチェック項目」

人権の視点から、自分の教育実践を点検してみる。

- ①子どもに自ら明るくあいさつをしたり、温かい言葉をかけたりしている。
- ②子どもの学校・家庭での様子について把握している。
- ③子どもの悩みや人間関係を把握している。
- ④保護者の思いや願いを把握している。
- ⑤孤立している子どもがいないか配慮している。
- ⑥子どもの相談にのったり、進んで声をかけたりしている。
- ⑦互いのよさを認め合う場を設定している。
- ⑧子どもへの指導や対応について、互いに相談し合っている。
- ⑨人権尊重や、体罰・暴力の防止について、研修を定期的に行っている。